

## <資料 7>

令和2年7月16日  
臨時記者会見資料

### 介護職・看護職 R e スタート支援金（仮称）について

新型コロナウイルス感染症の影響による介護施設等の人材不足への対応、新型コロナウイルス感染症の影響による失業等に関連した雇用対策、介護人材の確保・定着などを目的に、介護職員等として再就職や新たに就職した方に支援金を支給する。

**補正額 545万円**

#### ■目的

新型コロナウイルス感染症の影響により介護サービス及び障害福祉サービス事業所の人材不足が一層懸念されることから、即戦力となる介護職員及び看護職員の再就職や介護業界へ新たに就職する方に対して支援を行い、今後の感染拡大リスクに備え、市内における持続可能な介護体制を維持する。

#### ■対象者及び金額

緊急事態宣言発令の4月7日以降、市内の介護施設等に介護職員等として就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる常勤職員（※）へ支援金を支給する。

○資格を有する方：15万円

○資格を有しない方：5万円

※週32時間以上または1月128時間以上の勤務

#### ■申請及び支給方法

本人（介護職員等）が就職後60日以内に市へ申請し、審査後に本人口座へ支給する。

#### ■問い合わせ

介護サービスについて 健康福祉部高齢者支援課 0422-60-1925

障害福祉サービスについて 健康福祉部障害者福祉課 0422-60-1847